景観法に基づく届出における景観形成基準対応表

令和２年10月30日

　　　　　　　　伊豆市建設部都市計画課

＜開発行為、土石の採取その他の土地の形質の変更、

木竹の伐採、屋外における物件の堆積、特定照明（市内全域）＞

１　開発行為

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 行為後の土地の形状 | □行為の範囲は必要最小限とし、大規模な伐採を避ける。□【自然公園ゾーン・海岸ゾーン】山稜の近傍では稜線を乱す地形改変を避ける。 |  |
| 法面、擁壁の外観 | □できる限り現況の地形を活かし、大規模な法面または擁壁が生じないようにする。□法面、擁壁は、素材や表面処理の工夫、緑化などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| 緑化 | □敷地内は、周辺の植生を考慮した緑化により、周辺の景観との不調和を軽減するよう配慮する。 |  |

２　土石の採取その他の土地の形質の変更、木竹の伐採

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 行為の位置、方法 | □行為の範囲は必要最小限とし、行為の位置は道路などの公共施設からできるだけ見えない位置とする。□周辺からできるだけ行為が見えないような方法を取り、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| □行為の跡地は、緑化などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |

３　屋外における物件の堆積

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 堆積の位置、方法 | □堆積を始める位置は、道路などの公共施設の敷地境界からできるだけ後退させ、高さを抑え、整然と堆積する。 |  |
| □周辺からできるだけ行為が見えないような方法を取り、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |

４　特定照明

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 位置、向き等 | □投光器等を使用する場合、必要最小限の範囲に抑える。 |  |
| □投光器等は、上空に向けて使用してはならない。または、器具の上部に傘などの遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにする。 |  |

注）周辺の土地利用状況、周辺景観の状況等に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。